いなわしろタウンペーシ

度の障害の状態にある児童③父または母が政令で定める程

④父または母の生死が明らかで

所得制限限度額表を参考にして 所得による所得制限もあります 系血族および兄弟姉妹) などの

ください。

無償で譲渡しますまだ使える粗大ごみを

償で譲渡しています。 ものを、希望する町民の方に無出された粗大ゴミでまだ使える 本町では、 譲渡方法 7月より家庭から

譲渡します。 電話番号など)を記入(自署) 償譲渡物品受領書に必要事 ていただき、 (譲渡を受ける物・氏名・住所 旧衛生センタ 職員が確認した後 において、

(土・日・祝日の場合はその次 粗大ごみ受入最終日の翌日 **▼譲渡日**眼 分まで

せん)。 大ごみ受入日当日の譲渡はしま確認の上、お越しください(粗 ※ごみリサイクルカレンダ を

▼注意事項

ます)譲渡する物は現状のものとし

自己責任で管理してください ②譲渡を受けた物は、 最後まで

> 利を目的とする方への譲渡はで③リサイクルショップなど、営 るものは、 ④自転車で防犯登録がされて きません。 譲渡できません V

お知らせ

をしていますので、・⑥譲渡日は粗大ごみ せ る恐れがあるため、 ⑤電気製品は、 火災の原因とな 譲渡できま の分別作業

るので、 留意ください 作業の邪魔にならないよう職へへ移動させないこと。 分別・収集された物を他の場 重機により作業することもあ 分注意すること。 次の点にご

▼問い合わせ先 員の指示に従うこと。

町民生活課 環境係

7 62 2 1

免許証などの提示をお願いしま

受領の際は、

本

人確認のため

が定められています。め、「屋外広告物適正 業の意識啓発などを推進するた に屋外広告物に対する国民や企 町内で屋外広告物を掲示およ 「屋外広告物適正化旬間」

支援する児童扶養手当ひとり親家庭の生活を

良好な景観の形成などを目的

62 2 1

8

建設課

都市整備係

事前にご相談ください。

▼問い合わせ先

福島県屋 すでに

農地パトロールで農業委員が巡回します

農業委員会は農地の公的管理主体として、 食料の生産基盤である優良農地の確保と有 効利用の促進を図るため、毎年、農地パト ロールを実施し、遊休農地の実態把握・発 生防止・解消、農地の違反転用発生防止対 策などについて重点的に取り組んでいます。



パトロール当日は、公用車に「農地パトロール実施中」のマグネット を貼り、農業委員会の帽子と腕章を着用した地区担当農業委員と事務局 職員が巡回します。本年度の農地パトロールの日程は下記のとおりです。

地区名	実施日	担当委員
猪苗代	8/19(月)	山本廣市・笹岡正人・金本久美子
翁島	8/19(月)	穴澤清和・鈴木秀康・穴澤進
月輪	8/21(水)、22(木)	長沼一夫・古川文和・佐藤睦弘・大川原けい子
長瀬	8/21 (水)	武田利和・佐藤智昭・阿部幸喜
吾妻	8/26(月)、27(火)	渡部長昭・佐藤英一郎・鈴木輝夫・安達寿人

●問い合わせ先 農業委員会 農地係 ☎(62)5655

屋外広告物適正化旬間9月1日~10日は

含めて、今後検討する場合は、掲示および設置されている人も 必要な場合があります。 外広告物条例に基づく手続きが び設置する場合には、

扶養義務者 加算額 の年齢 0~16歳未満 0 150,000 16~19歳未満 19~23 歳未満 150,000 23~70歳未満 0 70 歳~ 100,000

※なお、扶養親族の年齢により 限度額が加算されます

護命令を受けた場合など)母または父の申し立てにより保母または父の申し立てにより保

童、

母が婚姻によらないで懐胎

母が1年以上拘禁されている児上遺棄している児童、父または

⑤その他(父または母が

父または

(単位:円)				
扶養義務者 の限度額				
2,360,000				
2,740,000				
3,120,000				
3,500,000				
3,880,000				
4,260,000				

児童が

されません。

*次のような場合、

手当は支給

るとき

○婚姻の届け出はしていなくて

事実上の婚姻関係(内縁関

父母または養育者がり、里親に預けられたとき

○児童福祉施設などに入所

とができるとき

年金または遺族補償を受けるこ ○父または母の死亡により公的

○公的年金を受けることができ

扶養郭 の限

本 人 全部支給 190,000

などの数 一部支給 1,920,000 2,360 0人 1人 570,000 2,300,000 2,740 2,680,000 3,120 2人 950,000 3人 1,330,000 3,060,000 3,500 3,440,000 4人 1,710,000 3,880 5人 2,090,000 3,820,000 4,260

3024 (521) 7

76

県児童家庭課

所得制限限度額表

係など)があるとき

ŧ

受給資格者の所得などにより決 監護・養育する子どもの数や

手当額 (月額) は

上ある場合は、その年度(8月割を合算した額)が一定の額以

は児童が受け取った養育費の8

税台帳上の所得に、父、

母また

受給資格者の前年

の所得(課

められます。

れます。

は、

扶養義務者

(同居

 \bar{o}

○児童・

人の場合

Ŏ

普通型(汎用)コンバ

イン

77

び公売方法は次のとおりです 公売機種·規格

烹

機種・規格およ イン

農林課農業振嗣

農業振興係

民票 ①認定請求書 で手続きしてください ▼手当を受ける手続き ○児童2人以上の 9 7 8 0 円 次の書類を添えて保健福祉課 人につき 5 0 0 3 0 0 0 円 0 加算額 Ĕ 3

②請求者と対象児童の戸籍謄本 ③その他必要な書類

▼公売方法

さい など、手続きに関する詳細に いては左記にお問い合わせくだ 所得制限限度額や必要な書類 5

保健福祉課 **8** 62 2 問い合わせ先 社会福祉係

を公売します。機種・規格町が所有する汎用コンバ

公売します町の汎用コンバインを

(住民票、印鑑証明、税証明などの発行および戸籍届出など)

▼支給対象者 しくは父母に代わって子どもをを監護している父または母、も 養育している人 れかに該当する児童

最初の3月31日を迎えるまで ※児童の年齢は、 20歳未満) (中度以上の障害がある場合は 18歳到達後の した児童

②父または母が死亡した児童 ①父母が婚姻を解消

ために支給される手当です。庭の生活の安定と自立を助ける

児童扶養手当は、

ひとり親家

イセキHC750 (75馬力)

一部支給

4 万 1

4 2 0

円

平成10年式 6 6時間

現物を確認してください。 汚れ、損傷などがありますので 装とも使用年数に応じたさび などの表示削除は購入者の となります ※展示場所からの運搬、 稼働時間 未整備で外装、 町名 負担

▼展示期間・入札申込期間 受け渡しとなります 締結します。 より最高入札額者と売買契約を 現物を展示し、 8月19日(月) 代金入金確認後に その後入札に

8 月 23日(金)

真を掲載しています。 出してください。 午前9時~午後4時 きます。 および町ホームページで入手で ※入札参加を希望する方は必 してください。入札参加申込入札参加申込書を農林課へ提 入札書は町役場農林課窓口 町ホームペー ジには写

役場2階

会議室

※時間厳守

郵送等不可

▼入札日・入札場所 ▼入札日・入札場所

育所跡地)

午前9時~

午後4

▼展示場所・時間

役場北側駐車場(旧猪苗

代保

議会を傍聴しませんか町の将来を決定する場

会

れており、

どなたでも傍聴する

議会の本会議は一

般に公開さ

ことができます。

議場は役場る

▼相談電話

いなわしろタウンページ

までの7

一日間は、

全国

二斉「高

けるのが行政相談です。

定例

及高揚を目的として活動

権の擁護と、人権尊重思想の普されている地域住民の基本的人

ては、

役場前掲示板をご覧にな

るか、それぞれの担当課に問い

人権擁護委員は、

憲法で保障

第3水曜日に開

ます

・障害者の人権あんしん相

9

月9日(月)から15日(日)

つ N い T て、た 見

いて、苦情、意見や要望を受1Tなどの特殊法人の仕事に酉、県、市町村などの役所や

の相談に応じます者・障害者の虐待



ご意見ありがとうございます

町民意見箱「ご意見箱」に寄せられたご意見を紹介します。

●亀ケ城を再建してほしい

【ご意見】

亀ケ城跡に亀ケ城を再建してほしい。 【回答】

亀ケ城(猪苗代城)跡は、文禄・慶長期の石垣を持 つ貴重な文化財であり、県指定史跡にもなっています。

その再建にあたっては、根拠となる資料が不十分で あることから、正確に復元することは困難であり、想 像による城の再建は、正しい歴史認識の妨げとなりま す。同様のご意見は過去にもいただいておりますが、 以上のことから、現段階での再建は難しいものと考え ます。また、文化財保護の立場からは、できるだけ人 の手を加えず、当時の状態を維持することが重要です。

今後も現存する石垣や門跡などについては、後世へ 確実に引き継ぐために維持・管理を続けてまいります ので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問生涯学習課 生涯学習係 ☎(72)0180

●夏場の猪苗代スキー場の利用方法について

【ご意見】

猪苗代スキー場を夏場も子どもたちや観光客が集う 場所にしてほしい。スキー場に花やハーブを植え、な だらかな蛇行の道を造り、車・ブレーキ付きソリで観 賞しながら坂を下りてくる。もちろん冬場のスキー場 運営には支障がないように整備し、夏季の遊園地とし て入場料を取りながら維持したい。遊歩道も造る。

【回答】

夏場の猪苗代スキー場の利用方法については、これ までも幾度となく関係者と協議してまいりました。

現在の経営者も当初、ゲレンデを花畑にし、官民挙 げてオフシーズンの観光誘客を図るべく環境省と協議 しましたが、国立公園地内であるため、在来種である 山ゆり以外の植栽は認められないとのことで断念した 経緯があります。また、道を造るのに必要な斜面の「切 り土」や「盛り土」についても環境省の許可が必要で あり、これまでもスキー場の施設整備のほかには登山 道以外に許可されておりません。

しかし、国立公園における規制緩和が進んでいるこ とから、夏季の花やハーブの植栽については、今後環 境省と協議を進めてまいりたいと考えております。

固商工観光課 商工観光係 ☎(62)2117

●じゃぶじゃぶ池そばでの物品販売について

【ご意見】

バナナを売っていた。子どもたちが楽しく遊んでいる 所で物を売るのはどうかと思う。町は認めているのか。 他の市や町の公園ではイベント以外は見かけない。

公園内での物品の販売は、猪苗代町都市公園条例の 規定によりイベント以外でも行うことが可能です。ま た、町はその都度販売業者に対し許可をしておりま す。今後も利用者の皆さんなどのご意見をいただきな がら、公園利用の改善に努めてまいります。

固建設課 都市整備係 ☎(62)2118

●猪苗代湖に発電所を造ってほしい

【ご意見】

不足に備えられる上、売電して町を豊かにできる。サ イホンの原理を利用し、発電時に排出した水は再度湖 に戻す。遠隔操作で運転し、無人の発電所としたい。 【回答】

ましては、その趣旨が町の方針と合致するものです。 しかし、ご意見の内容については高度の技術や事業規 模、費用対効果、自然保護などの課題も多いと予想さ れますので、本町の豊かな資源を活用した再生可能工 ネルギーの推進に向け、研究させていただきます。

□企画財務課 企画調整係 ☎(62)2112

【ご意見の記入にあたってのお願い】

「ご意見箱」の設置から約半年がたちました。この間、多 くのご意見をお寄せいただきありがとうございます。

ご意見には記名を必要としていないため、内容の趣旨がわ からない、事実の確認ができないなどの理由で回答ができな い場合もあります。お寄せいただいたすべてのご意見にお答 えできるよう、ご意見は趣旨がわかるように、具体的にご記 入いただきますようお願いいたします。

先日、亀ケ城公園のじゃぶじゃぶ池の近くでチョコ 【回答】

します。 ど高齢者や障害者の抱える人権理的虐待、差別やいやがらせな談」強化週間です。身体的・心 ▼時間 と法務局職員が応じます。 問題について、 〒前10時から午後1 時から午後5時まで) (ただし14日・15日は 午前8時3分から午後 相談には人権擁護委員 電話相談を実施

猪苗代湖の地下に水力発電所を造ってほしい。電力

東日本大震災以降、本町では原子力に依存せず、二 酸化炭素の排出量が少ない、太陽光発電、小水力発電、 地熱発電などの持続可能な再生可能エネルギーの導入 を推進しています。

このため、猪苗代湖の水を利用した水力発電につき

佐賀昭男さん新しい人権擁護委員に

人権擁護委員に就任 した佐賀昭男さん

公

いて」(農林課豊業派児でいる。 · 第25号 「インター ネット公売

・第26号「農用 いて(6 地利 7月)」(農業1年集積計画

委員会農地係)の公告について

※告示・公告された内容につ

決定について(第2号)」(税務 による不動産等の最高価申込者 観光課商工観光係)管理者の指定についている。 「公の施設に係る いて

ので、職員の指示に従ってくだ聴の際には注意事項がありますある人は入場できないなど、傍

年齢を記入し入場してくださ 入口にある受付簿に住所・氏名・

に応じています(土・日・祝日30分から午後5時15分まで相談※強化週間以外の日も午前8時

▼その他

町役場3階

相談無料

秘密厳守 日本間

込者決定通知書の公示送達につ ・第70号「不動産等の最高価

审

いて」(税務課収納係)

問い合わせ先

秘書広報係

8月1日(水)、

9 月 18 日

(水)

開催日時

社会労働保険協会)

午後1時から3時まで

(税務課収納係)

税督促状の公示送達につ

なお、

議事を妨害する恐れ

除く)

▼問い合わせ先

62

階です。傍聴する人は、

傍聴席

さい

▼開会予定日

9

月2日

月

期間中は、

町でも人権擁護委

議会事務局

議事係

問い合わせ先

密は厳守します を開催します。

すので、気軽に相。 相談は無料で秘

談してください

▼開催日時 9月5日(木)

前10時から午後3時まで

▼場所

町役場3階

日本間

法務省では、

本

課収納係)

25年7月1日

に自

相談してみません行政相談委員に

か

委任しました。 人権擁護委員を、25年7月1日

(金)の予定です

※

般質問は5日(木)、

6 日

員と行政相談委員の合同相談会

☎024(534)1994 福島地方法務局人権擁護課

▼行政相談委員 しています。 **2** (29) 6 6 3 3 佐藤明さん(会津若松市) **8** (66) 3995 宮澤重正さん (下舘) お気軽にご相談

示

告



・第6号「平成25年度固定資産について」(税務課収納係) 広報 **猪苗代 2013-8** 12

ご意見箱は役場庁舎、カメリーナ、学びいなに設置しています。より良いまちづくりのため、 皆さんのご意見をお寄せください。 ●問い合わせ先 総務課 秘書広報係 ☎(62)2111